

赤十字に関する教育

What Should be Taught about the Red Cross ?

司会・話題提供	河合 利修	KAWAI Toshinobu	(日本赤十字豊田看護大学)
話題提供	浦田喜久子	URATA Kikuko	(日本赤十字社事業局看護部)
	井上 忠男	INOUE Tadao	(日本赤十字秋田短期大学)
	小松 智子	KOMATSU Tomoko	(東京第一赤十字看護専門学校)



河合 利修
KAWAI Toshinobu



浦田喜久子
URATA Kikuko



井上 忠男
INOUE Tadao



小松 智子
KOMATSU Tomoko

日本赤十字社は明治10年、博愛社として西南戦争の傷病兵を敵味方の区別なく救護することを目的に創設された。そしてそれから13年後の明治23年には看護婦養成を開始し、以来、100年以上の長きにわたり看護教育を行ってきた。日本赤十字社の看護教育の主目的は救護員として活動できる看護師を確保することであり、これは明治時代の看護婦養成開始のときから一貫しているといえよう。しかし、看護教育の中身は大きく変わった。長らく日本赤十字社は専門学校における教育を行ってきたが、昭和61年に日本赤十字看護大学が開校して以降、看護教育も大学化が進み、現在、赤十字の看護教育施設は5大学、2短大そして20の専門学校からなっている。

日本赤十字社の看護教育はこのように、大学、短大、専門学校と合計27施設で行われている。看護の教育の大枠は保健師助産師看護師法により定められているが、赤十字の教育については特に基準があるわけではない。赤十字科目の科目数については、教えられる科目全体からすると少ない。さらに、少なくとも「赤

河合利修

十字原論(概論)」は全ての施設で教えられているが、その授業のなかで何を教えるべきか、あるいはどのような教科書を使うべきかは特に決まっていない。

確かに教育の中でも特に大学教育では、教える内容や教科書については基本的に教員の自由裁量に任されているため、標準的な授業内容を決めるのは難しいかもしれない。しかし、赤十字科目を教える教員がある程度、赤十字に関する教育について共通の認識をもっていれば、教える内容や教科書は同じではないにしても、学生は同程度の赤十字に関する教育を受け、赤十字教育の背景をもった看護師となるであろう。

また、授業の内容や教科書だけではなく、どのように魅力ある赤十字教育を行うかも赤十字教育施設だけにとどまらず、赤十字にとって重要となろう。現在、労働力の流動化が激しくなるなかで、看護師の定着率も低い。また、大学であれば、学生の就職先は基本的には学生が決めるために、かつてのように赤十字の看護学校を出た学生は赤十字病院に就職するという公式はなりたたない。そのような状況においては、学生に

いかに赤十字が魅力的であり、そこで働くことが有意義であるためにも、魅力ある教育の方法は重要となる。

最後に、現在、大学化が進んでいるが、日本赤十字社は20の専門学校を運営し、専門学校における看護教育は日本赤十字社の医療事業や救護活動に不可欠になっている。大学と専門学校は異なる教育の場であるが、赤十字という観点から見ると、大学においても専門学校においても同じように赤十字教育が行われることが望ましい。大学と専門学校という異なる現場で、赤十字教育をいかに行うかを考える必要がある。

以上のような問題意識を持って、4名のパネリストがそれぞれの立場から赤十字教育について見解を述べ

た。本テーマセッションでは、まず日本赤十字社浦田喜久子看護部長は「赤十字人としての人づくり」というタイトルで、人づくりの重要性を強調した。第二に、日本赤十字秋田短期大学井上忠男教授が教育の現場での自身の経験をふまえて、いかに「感動を呼ぶ授業」を行うかについて述べた。第三に京都第一赤十字看護専門学校小松智子副学校長が専門学校における赤十字教育の現状と課題について報告した。最後に河合が赤十字教育における救護活動と基本原則・ジュネーブ条約を教える重要性を強調した。そして、質疑応答があり、定刻にテーマセッションは終了した。

赤十字人としての人づくり

浦田喜久子

今日、科学が発達し、人々はその恩恵にあずかり、豊かな生活を送ることが可能になっている。しかし、世界のどこかの地域ではその恩恵を浴びることができない所もある。また、人々は、人間は一人で生きていくことができない存在であることを知っている。それゆえ、人と人が相互に尊重し助け合うことが、豊かな幸を感じる源であることも理解し、心でも感じている。しかしながら、争いは、一瞬にして多くの人々を殺戮してしまう戦争や紛争などの大規模なものから、身近に起こっているさまざまな事件や出来事まで、その大小を問わず、絶え間なく発生している。そしてまた、科学がめざましく発展した現代社会は環境破壊を促進し、大災害を引き起こす要因ともなっている。このように、私たちの周りには、苦しみを伴うことが絶えず起こっている。このような情勢のなかで、今人類が求めていることは、どのようなことであろうか。それは人として、尊厳を保ち、安全・安心に暮らしていけることを望んでいるのではないかと考える。すなわち、「生命の尊重と健康」、「人としての尊厳」、「苦しみの予防や低減」、「差別のない世界」、「安全・安心な環境」等であろう。

ここで、赤十字の原点に戻ってみると、赤十字の理念は、戦場で生まれた。アンリー・デュナン「傷ついた兵士は、もはや兵士ではない、人間である。人間同士としてその尊い生命は救わなければならない」との信念のもとに救護活動を行ったことから始まっている。そして、赤十字の理念や行動規範である「赤十字の基本原則」が1965年第20回赤十字国際会議で採択された。宣言された7原則の中で「人道」が赤十字活動の基本となっている。すなわち人道の原則は、「・・略・・ あらゆる状況下において人間の苦痛を予防し軽減することに国際的及び国内的に努力する。その目

的は、生命と健康を守り、人間の尊重を確保することにある。赤十字・赤新月はすべての国民間の相互理解、友情、協力及び堅固な平和を助長する」となっている。赤十字の原則を具現化した活動を行うことを通して、世界の平和に通じていくものだと思う。

当初に述べたような世界や日本の情勢が不安定な今日こそ、われわれは、赤十字の原則に立ち返り、この原則に共感し行動を起すことができる人々の輪を大きくしていくことが切に望まれているのではないだろうか。特にこれから社会を担っていく若い人々に大いに期待し、我々赤十字に身をおく者として、「赤十字人としての人づくり」の役割は大きい。

赤十字の看護教育施設における赤十字の教育については、平成17年に報告された「赤十字看護大学・短大における赤十字教育に関する検討会」報告書において、基本的に必要な教育内容や方法および今後の課題について述べてあるのでご覧いただきたい。

私がこの報告書のなかで重要だと思うことは、学生が赤十字の理念や基本原則を自分のものとしてコミットメントし、自らの意思で赤十字人となってゆくプロセスに対して、教育者として支援していくことだと考える。哲学的な要素を含んでいるので、一遍とおりの教育では難しいと思われるが、教養科目や専門科目あるいは体験学習等の総合的なアプローチが重要である(図1)。

最近、ある赤十字看護大学では、海外の赤十字社や国際機関を訪問し、実際の活動の見聞や人的交流等を実施している。その体験報告書を見ると、学生の新鮮な、そして現実を捉えるやわらかい心には驚かされるものがある。これらの文章から、個々の学生が体験を通して学び、これまで学習したことと統合され、赤十字の理念を自分自身の中に取り込んでいくプロセス

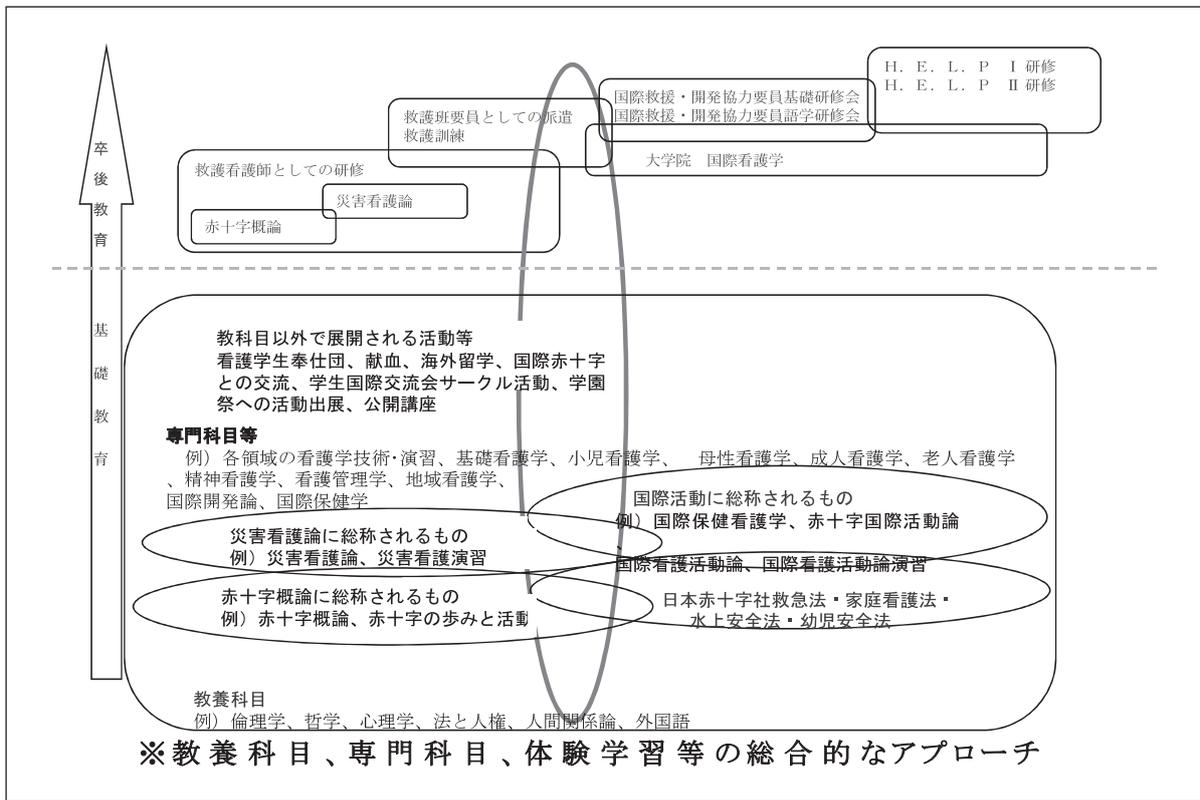


図1. 赤十字教育のイメージ

「赤十字看護大学・短大における赤十字教育に関する検討会」報告書より

表1

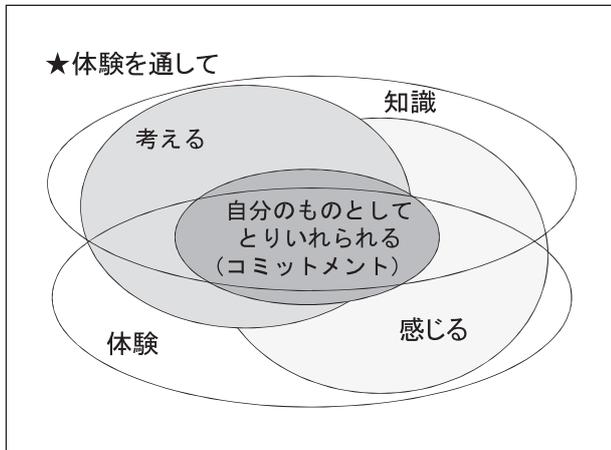
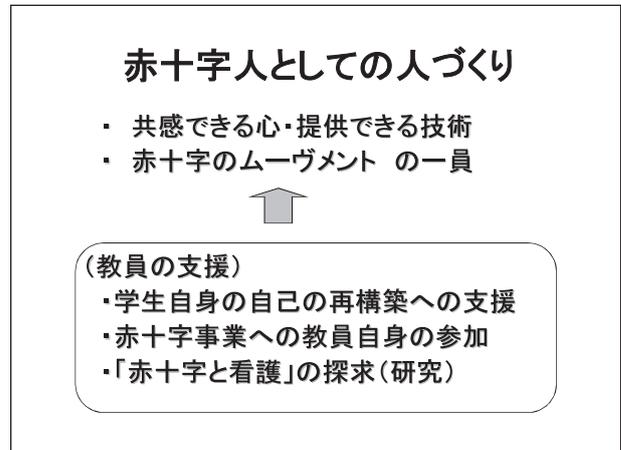


図2. 体験学習の重要性



が読み取れる。体験学習が重要な所以である（図2）。ジャン・ピクテは、赤十字の敵として、「人間の利己心」、「無関心」、「理解力の不足」、「想像力の欠如」をあげている。教員は学生に対し、これらの4つの要素が人間の中に潜んでいることを気づかせ、あらゆる機会をつくって、これらの敵を克服できるよう支援していくことが大切である。さらに、相手が置かれている状況

や心情を真から共感できる心を養う事のできる場面を捉え、学生自身が己を再構築できるよう支援し、「赤十字人としての人づくり」に力を注ぐことが重要なことであると考えられる。

そして、教員も赤十字に関連する様々な事業に参加し、自らも一人の赤十字人として学生に伝えていく必要がある（表1）。

「人道」を教育の力に変えるために ～赤十字教育の再評価と課題に関する一考察～

井上忠男

1. 赤十字教育の意義の再評価

赤十字に関する教育(以下「赤十字教育」という)は、看護大学、看護専門学校など赤十字の教育施設に留まらず、赤十字の職員教育においても組織のアイデンティティ形成に関わる重要な領域である。しかし、赤十字教育は、単に国際赤十字・赤新月運動の枠内での役割のみならず、社会のなかで果たす役割など多面的な視点から評価を行い、そのダイナミックな役割と意義を再評価する必要がある。

①社会的意義

わが国を含むあらゆるジュネーブ諸条約締約国は、同条約規定により平時戦時を問わず、自国民に対しジュネーブ諸条約の普及・教育を図る責務を負い、また武力紛争時に条約の適用に責任を負う当局は、条約の内容を熟知することが義務づけられている。さらに平成16年6月に成立した国民保護法により、国及び自治体は赤十字標章の意義等について国民に教育を行う責務が明記された。しかしながら、学校教育の場では小・中・高校の一部教科書等で赤十字の創設またはジュネーブ諸条約等について簡単に言及するものの、これらを体系的に国民に教育する体制は構築されていない。

こうしたなかにおいて赤十字概論(原論)における赤十字教育は、元来、国家が果たすべき条約上の義務の一部を履行する公的役割を肩代わりするものであり、国民に赤十字とジュネーブ諸条約の理念、原則、とりわけ国民保護法でその普及を規定する赤十字標章の意義と適正使用に関する知識を体系的に教育する国内でほぼ唯一の教育機会であることは評価すべき点である。

②国際赤十字・赤新月運動内における意義

一方、国際赤十字・赤新月運動(以下「赤十字運動」という)の枠内においては、その理念、原則、歴史と活動を次世代の若者に継承することで、現在および未来の赤十字運動の発展のために赤十字教育が果たす意味は極めて大きいと思われる。

③看護師としてのアイデンティティ形成の意義

さらに個々の学生が、将来、看護師として自らの理念的、精神的な拠り所を確立する過程において、赤十字の理念、歴史的業績を学ぶことは極めて大きな教育的意義をもつといえる。そして臨床および救護活動の現場等で困難に直面した場合、折に触れ回帰することのできる自らのアイデンティティの形成にも資するといえる。

社会、赤十字運動、個人(学生)の各レベルで赤十字教育の果たす役割と意義を再評価し、それを再確認することが教員のモラルおよびモチベーションの向

上にも繋がるものと思われる。

2. 現代における赤十字概論の再構築

こうした意義を踏まえつつ、現在の赤十字教育を考察したとき、幾つかの検討課題と思われる点も指摘される。

第一は、教育内容の統一基準の必要性の是非である。現在、赤十字教育で教えるべき内容に統一基準はないが、教育内容の均質化を図るためには一定の基準を設けるべきか否か、あるいは大学教育の特性から教員の自主性、独自性を尊重し、一定の裁量権を認めるべきかが問われる。筆者は基本的に後者の立場をとるが、個々の教育手法は教員の裁量に委ねつつも履修すべき事項の基準を示すことは教員にとっても有益と思われる。

第二は、赤十字の基本原則の現代的意味づけの問題である。特に近年急速に発展してきた医療と生命倫理の諸理論と基本原則の関係を検証することも必要と思われる。一例として人道の原則は安楽死や尊厳死、移植医療、生殖医療等をいかに捉え、SQL(人間の尊厳派)とQOL(生命の質派)の見解に対する赤十字の立場、あるいは生命倫理の自律性原則と不加害原則等が対立した場合における人道の原則の立場など、生命倫理の基本原則と赤十字の基本原則が整合的関係にあるか否かなどについては、必ずしも明確ではないといえる。

第三に国際機関、NGO等が人道事業において大きな役割を担う現代において、これら機関等の評価との関連で赤十字の位置づけ、存在理由を考察することも必要である。特にNGO間における赤十字の役割、特性、評価等についてグローバルな視点から分析することは赤十字の現代的意義を再評価する上で緊要である。とりわけ国際人道法の分野は、過去20年で急速な進展を見ており、Amnesty International等の人権団体もその研究、普及に積極的に取り組んでいる現在、この分野におけるパイオニアとしての赤十字機関には一層充実した教育内容が求められているといえる。

3. 教育効果を挙げる授業運営

次に学生のモチベーションを引き出し、教育効果を上げるために授業運営に求められる配慮が幾つかあると思われる。特に現代の若者の特性を顧慮した工夫が授業運営に求められるが、筆者が重視する視点は、①感動ある授業 ②考え、議論する授業 ③確かな知識を確実に伝える授業 ④行動に結びつく動機づけの授業である。

「感動ある授業」とは、学生の心に強く訴えかける

訴求力のある授業を意味し、視聴覚資材（特に映像素材）、生の体験談、体験学習などを効果的に織り込んだ分かりやすい授業に心がけ、教育効果を挙げることである。「考え、議論する授業」とは、事例研究、討議等を効果的に活用することで単に知識の吸収に終わらず、問題を発見し、考え、他者との議論を通じて問題解決を図る意欲と自己表現能力を涵養する授業といえる。しかし、そのためには1クラスの学生数を一定数以下に抑える必要があるなど、現状では実施への障壁も少なくない。「確かな知識を伝える授業」は、医療専門職にとり確実な知識の習得は基盤であり、赤十字教育においても基本原則、国際人道法の基礎、赤十字の誕生の経緯等、赤十字の教育施設の卒業生に期待される基本知識を確実に身に付けさせることは自明である。「行動に結びつく動機づけの授業」は、行動のためのモチベーションを引き出す工夫が授業運営に求められることを意味し、意欲的に学習に取り組むためのインセンティブをいかに学生に与えるかも課題になると思われる。

4. 「気づき、考え、実行する」を生活態度の目標に
学校、職場、社会と私たちの日常生活（人生）に求

められる基本的態度、能力は、問題を発見（設定）し、解決する能力であるといえる。高等教育においても、現代の若者特性を考慮した場合、一定の生活態度の育成を目指すことは必ずしも不合理なこととはいえないだろう。その際、例えば青少年赤十字で培われ、その効果が長年に亘り実証されてきた「気づき、考え、実行する」人づくりを柱とする教育手法を大学、学校運営に活用することも効果が期待される。

5. おわりに

あらゆる教育機関が独自の教育理念を模索し、自らのアイデンティティを明確に打ち出すことを迫られる時代にあって、赤十字教育施設は、圧倒的多数の人々の共感に支えられる人道主義を基盤とした明確な理念を掲げられることが最大の特徴であり、また強みでもある。この図り知れない「人道のブランド力」を教育の力に変え、有為な人材を輩出させることこそ赤十字教育施設に課せられた使命といえる。

この使命を達成するためには個人、赤十字運動、社会の視点から、赤十字教育が果たす多様な役割、意義を教員自身が再確認することから始める必要があるように思う。

赤十字看護専門学校として特色ある教育とは？

小松智子

平成19年4月「看護基礎教育の充実に関する検討会」最終報告書が出された。平成21年改正カリキュラムでは、統合分野が新たに位置づけられ、災害看護・国際看護等の学習が組み込まれる。日本赤十字社は、明治23年から救護員となる看護師養成を行っており、災害看護教育に長い歴史をもつ。その教育施設である赤十字看護専門学校（以下「専門学校」という）としては、これまで以上に特色ある災害看護教育が必要と考え、全国赤十字副学校長／教務部長会西ブロック会では、現在共通教育内容の検討を進めている。

明治23年から始まった日本赤十字社看護師養成事業は、昭和29年に学校法人日本赤十字学園の前身が設立され、短大・大学（以下「大学」という）と専門学校の二本立てで行われている。昭和57年第一次看護婦養成制度検討会および、平成10年赤十字看護教育施設の再編成計画を経て、平成19年4月現在、赤十字看護学生の割合は、大学48%（7校）、専門学校52%（17校）である。また、救護員となる看護師養成の割合は、大学62%、専門学校38%となっている。これらが示すように日本赤十字社の看護師養成は、大学教育へ移行しつつある。平成元年第二次看護婦養成制度検討会報告を受け平成7年日本赤十字社看護婦養成規則の改正によ

り、救護員となる看護師の養成は卒業教育へ移行した。

赤十字看護教育施設の再編成計画は、平成18年度をもって一旦終了した。今後はカリキュラム改正と併せ、赤十字の専門学校としての役割と特色ある教育について考える時期が来ている。

1. 救護員となる看護師養成における専門学校の役割

1) 大学と専門学校の災害看護科目の比較

専門学校は赤十字看護専門学校学則準則運用上の留

表1. 大学と専門学校の比較

赤十字科目	大 学						専 門 学 校
	4単位			5単位			
	必須	他の科目として必須	選択	必須	他の科目として必須	選択	
赤十字概論に総称されるもの	2			2			2
国際活動に総称されるもの		2	1	1	1	1	
災害看護論に総称されるもの	2		2	2		2	2
日本赤十字社救急法・家庭看護法・水上安全法・幼児安全法のなかから		1			1		
取得単位数	4	3	3	5	2	3	4

災害看護科目：設置主体の特色を出すために必須とされる内容の合計単位数は
大学・短大：3単位、専門学校：2単位30時間以上を基本に

意事項において、「赤十字概論」2単位(45時間)、「災害看護論」「日本赤十字社救急法」あわせて2単位(45時間)が必修とされている。一方大学では、それぞれ独自のカリキュラム構築が行われていることから「赤十字看護大学・短大における赤十字教育に関する検討会報告書」を用いて比較検討を行う。(表1)

災害看護論科目は、大学3単位(45時間)、専門学校2単位(45時間)が必修となっている。専門学校では救急法は必修であるが、大学は赤十字の講習のいずれを履修してもよい。必修に限定すると大学と専門学校では、学習内容に大きく差はないものとする。しかし、大学では選択2単位が別に置かれている。また、将来国際的視野を持った赤十字の人材になるための動機づけとして、国際活動に総称されるもの3単位(必修2単位、選択1単位)が準備されている。専門学校でも国際活動については赤十字科目のなかで学習する。しかし、大学の必修2単位30時間の学習に対し、専門学校では数時間に留まっており大きな差がある。これらのことから本校は、母院が京都府の基幹災害センターであることを踏まえ、国内救護活動を主軸とした教育を続けていきたいと考えている。また、赤十字の専門学校として、世界性を念頭に国際協力の視点も大切に、卒業教育に繋げていく。

2) 卒業教育との連携

平成11年以降救護員となる看護師の登録は、「救護員としての赤十字看護師研修」を受けることが前提となっている。同研修は、平成14年から医療施設において卒業教育として取り組まれている。その実施要綱には「赤十字看護専門学校を卒業した者は、赤十字看護教育施設で学習した教科内容について履修したものとする」と定められている。一方、数年前から赤十字医療施設ではキャリア開発ラダーが導入され、母院でも「京都第一赤十字病院の看護師の看護実践能力の指標：赤十字活動」として卒業教育が展開されている。この二つの卒業研修の研修内容は概ね同じである。しかし、既習内容と認められる範囲は「救護員としての赤十字看護師研修」に比べラダーのほうが少ない。(表2)

表2. 災害看護：卒業教育の比較

	卒業生も要履修
救護員としての赤十字看護師の研修	赤十字病院のキャリア開発ラダー研修
災害看護概論 ・災害の定義、種類、原因・災害医療の目的 ・災害が自然環境や社会、人々の生活に及ぼす影響 ・災害医療・看護の特徴と留意点等	《災害看護概論》 I 災害の基礎知識
災害時の心のケア(H17～)	II 災害時の心のケアを知る
《国の災害対策と日本赤十字社の救護活動》 ・国の防災計画、地域防災計画 ・災害救護に関する国内法令等 ・日本赤十字社の救護活動の範囲等	III 災害関連の法を知る
《最近の災害救護活動の現状と課題》 ・最近の主な災害の発生状況と救護活動の実際(赤十字の主な救護活動)	《最近の国内外の災害発生状況と赤十字の救護・救護活動の実態が分かる》 IV 国内外の災害や救護を知る
災害救護演習(防災訓練などの機会に) ・担架による搬送訓練、包帯法等	《災害救護演習を通して救護活動の実践能力を習得する》 V 救護活動のイメージ化
日本赤十字社救急法	日本赤十字社救急法

また、本校の教育内容と母院の卒業研修内容もほぼ同じである。災害看護の学習にかかる時間は、卒業教育の12時間に対し、本校では25時間である。それにも関わらず、本校の卒業生に対して既習と認められる内容は災害の基礎知識のみであり、正当な評価とは言い難い。

卒業教育は実践者の教育であり、法や社会の変化を繰り返し学習することが重要である。それを踏まえた上でなお、本校で学習した「災害時の心のケア」および「最近の赤十字の主な救護活動の実際を知る」に対する学習内容が、実施要綱の規定に基き既習内容と認められるよう働きかけていく。また、本校の学生は1年次に日本赤十字社救急法の認定を受け、卒業1年目で更新を迎える。取得認定の継続と学習定着の意味において更新の機会が得やすいよう、施設内での更新システムの構築を要望していきたい。

2. 赤十字の専門学校としての特色

1) 災害看護学習内容等の特色

災害看護に関する書籍や雑誌等に投稿されている災害看護教育内容と赤十字の基礎教育(大学、専門学校)の教育内容を比較すると、災害の理解、災害看護介入の実際に関連する内容は共通している。赤十字に特化される内容は、赤十字社法および国の災害関連法との関係、赤十字の国内外救護体制、救護演習や訓練への参加、赤十字救急法の受講等である。また、災害看護教育における赤十字の基礎教育は①長年に渡る教育実績の蓄積がある②赤十字概論で倫理的および国際的な視点やボランティア等、土台となる知識や価値観について学び、災害看護の学習に入る③本社、支部、病院等日々実践活動をしている関連施設からさまざまなバックアップ(実践者の存在、タイムリーな情報等)が得られる等の学習環境に強みがある。そして、大学と比べ専門学校の強みは、赤十字教育を受けた実践者である専任教師の存在だと考える。ただ赤十字の基礎教育では理論的な学習は弱い。

2) 本校の現状

入学動機から見ると、50～60%の学生が、救護に関心をもっている。また、国際活動に20～40%が関心をもつ一方で、国内救護に関心をもつ学生が多いことも窺える。近年、国内で大きな災害が発生しており、身近な被災体験や報道による影響と考える。(図1)本校を選んだ理由は伝統と赤十字病院への就職に直結していることであり、事実ほとんどの学生が母院に就職する。赤十字科目の学習に対しては、平均95%(最低値82%)の学生が学んで良かったと答えている。さらに、学習によって70%の学生は、赤十字運動に対する思いや知識が広がったと肯定的な思いを強めている。そして、96%の学生が現在も含め将来赤十字活動に参加したいと思っている。

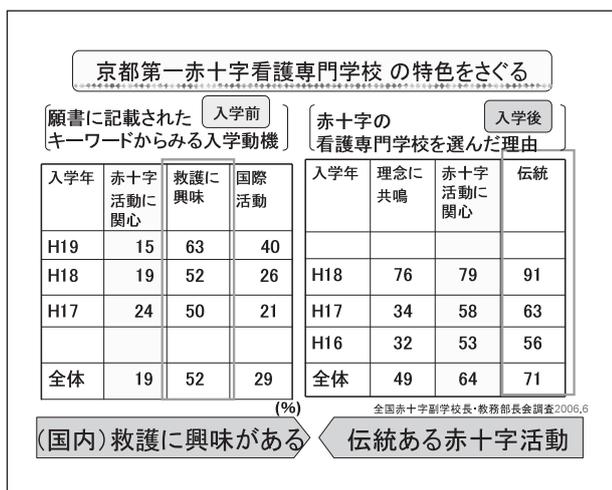


図 1

「赤十字」「看護専門学校」をキーワードに、役割や特色ある教育について考えてきた。赤十字における看護師養成事業の目的は、救護員となる看護師および病院施設等看護師の養成である。しかし、救護員となる看護師の養成が卒業教育に移行した今、専門学校の役割はその入り口である母院への就職に結びつけることだと考える。そのためにも、救護や赤十字活動に興味があるという入学時の学生の思いを大切に、赤十字運動に対する理解や興味が深まる教育に努めたい。災害看護教育において他校との差別化を図るには、赤十字看護専門学校としての共通教育内容を明確にし、赤十字の強みを活かした赤十字科目の充実を図る。理論的な弱さは、大学での研究が進み、その成果を活用させて頂くことで強化を図りたい。

赤十字について何を中心に教えるべきか？

河合利修

1. 赤十字教育の重要点について

日本赤十字社の看護師教育には100年以上の歴史があり、日本赤十字社にとって看護師教育は非常に重要な事業となっている。しかし、赤十字に関して、看護師教育機関でどのようなことを教えるべきかについては、具体的に定まったカリキュラムがあるわけではなく、各教育機関ごとに独自に授業を行っているのが現状である。

特に大学教育に関していえば、講義で教える内容には担当教員の研究の成果を反映させる、という考え方が強い。そのため、赤十字科目の標準的なカリキュラムが仮に作成されたとしても、それが大学教育の場でそのまま使用されるとは考えにくい。また、標準的なカリキュラムが各教員の自由な研究と相容れるかどうか難しい。このため、大学教育に限ると、標準的なカリキュラムの作成と導入には困難が伴うであろう。

このように、標準的なカリキュラムの作成とそれに基づく内容の授業の展開は理想的かもしれないが、現実には難しい。しかし、専門学校、短大、大学で教えられる内容がそれぞれ異なったとしても、赤十字について最低限教えられるべき内容はあるであろう。つまり、赤十字の大学を卒業した学生が最低限身につけておかなければならない知識は存在すると考える。そして、この内容はどの時代でもどの国でも普遍な内容でなくてはならない。なぜならば、普遍的な知識であれば、全ての赤十字関係者がもつべきだからである。

このような観点からすると、二つの点が赤十字教育において教えられるべき最低限の項目だと考えられる。一つは、赤十字の基本原則とジュネーブ条約といった赤十字運動の基盤となる考えである。もう一つは、

赤十字の活動は非常に現実的であり、特に救護活動は重要であるということである。以下、これら二つの点について考察したい。

1. 赤十字の基本原則とジュネーブ条約

赤十字には基本原則とジュネーブ条約を中心に原理原則があり、これらの原理原則を教えることは重要である。ジュネーブ条約は赤十字が19世紀半ばに成立したときにほぼ同時に採択され、ジュネーブ条約と赤十字は車の両輪のように今日まで発展してきた。また、ジュネーブ条約には戦時における赤十字の役割が書かれており、赤十字の活動の法的根拠となるのである。

現在の赤十字の基本原則（7原則）は1965年に作成されたもので、ジュネーブ条約ほどの歴史はないが、これまで40年間、用語の変更を除いて改正はなく、赤十字の活動に適用されてきており、現在のところ改正の動きもない。また、基本原則はいくつかの変遷をたどって1965年に現在の形になったため、それ以前は現在の基本原則のように確固とした形で存在はしていなかった。しかし、人道、中立、独立など重要な原則については存在しており、その基をたどると赤十字の発祥の原因となったアンリー・デュナンのソルフェリーノの戦いにまでたどりつく。よって赤十字の基本原則も赤十字にとって普遍的な理念といえることができる。

ジュネーブ条約と基本原則は、したがって、赤十字にとっては重要な行動の根拠となるのである。そして、これらが重要な理由としては、普遍的であるために、いついかなるときにでも適用されることが挙げられる。赤十字の活動は時代や国によって変化する。たとえば、現在愛知県の主要な医療機関となった名古屋

第二赤十字病院は、大正時代に結核の療養所として設置されたことが始まりである。当時は日本赤十字社の重要な事業の一つは結核対策であった。現在でも医療の現場で結核の治療が行われているとしても、結核対策の事業が赤十字の独立した活動になっているわけではない。

逆のケースとしては、血液事業が挙げられる。現在、わが国において赤十字のイメージとしては、献血がすぐに思い浮かぶであろう。しかし、血液事業が日本赤十字社の本格的な事業となったのは、昭和39年に内閣が輸血用血液を献血により確保することを決めた決定してからであり、日本赤十字社の130年の歴史のうちでまだ約3分の1を占めるに過ぎない。現在行われている中心的な事業が必ずしも長い歴史を持つわけではなく、今後それが赤十字の中心的な事業であり続けるかは不明である。

このように、赤十字の活動は流動的であり、時代とともに変化するものである。赤十字原論などの講義において、赤十字の活動については当然、紹介しなくてはならない。しかし、赤十字が行う活動はこれからも変わるものであり、赤十字の活動を講義の中心にすえるのは適当ではないであろう。中心とすべきは、普遍的な理念や法である赤十字の基本原則とジュネーブ条約なのである。

2. 救護活動

赤十字について教えるべき点として、赤十字は救護活動を主な活動とする非常に現実的、行動的な組織である、ということが第二点として挙げられる。上述のように原理原則は非常に重要であり、赤十字の教育の核になると考えられるが、実際にそれを使って活動を行わなくては、原理原則は単に紙に書かれたものに終わる恐れがある。そして、その実際の活動の中心は救護活動になる。

日本赤十字社は世界最大の赤十字社であり、特に医療と血液事業が平常は活動の大きな柱となる。そして、これらの事業、特に医療事業において中心的な役割を果たすのは看護師であるが、災害などの非常事態が発生した場合も、医療要員のかなりの部分を占める看護師は救護活動の中心になるのである。日本赤十字社法によると、日本赤十字社は救護活動を行うことがまず業務として挙げられている。そして救護活動を行う救護員を確保するために、看護師を養成することも日本赤十字社法に定められている。つまり、日本赤十字社の業務の中心は救護業務であり、その中心をなすのが

看護師になるのである。

また、以上述べたことは日本赤十字社についてであるが、救護活動の重要性は他の赤十字社にもあてはまるため、救護活動は普遍的な活動であるといえる。ある国で赤十字社が赤十字社として赤十字国際委員会により認められる条件としては、「その国から奉仕救護団体として正式に認められていること」(2007)が挙げられている。確かに、かつて赤十字社にとって非常に重要な活動であった傷病兵に対する戦時救護はほとんどの赤十字社が現在行ってはいないが、災害や戦争における犠牲者の救護活動はどの赤十字社にとっても非常に重要な活動である。たとえば、世界の赤十字社の活動を概説した「世界の赤十字社、赤新月社」(2004)によると、ほぼ全ての赤十字社、赤新月社が災害救護活動を行っていることがわかる。

赤十字の活動は国によって、時代によって変化するが、その中でも不変の活動が救護活動なのである。

3. 魅力ある講義にするために

以上述べてきたように、赤十字の基本原則とジュネーブ条約を基に赤十字は活動を行うが、その活動の中心は救護活動となる。そして特に日本赤十字社は伝統的に看護師養成を行っており、それはほぼ救護員養成と同義であるといえる。このような赤十字の基本理念と法そして任務について、赤十字原論などの講義において教えることが必要になろう。

これまで述べてきたことを踏まえ、それでは学生にどのようにこれらの内容を教授すべきか。教授法はさまざまであり、これについては一つの正しい解答は存在しない。しかし、実際に救護活動に従事した医療関係者、とりわけ看護師が講義の中で救護の経験について講演を行うことは、学生にとっても非常に有意義な体験になろう。特にわが国では災害が多く発生しているため、多数の看護師が救護活動に実際に従事している。また、海外において災害や戦争が発生した際にも、日本赤十字社は海外救援活動を行い、国際医療救援拠点病院を中心に看護師を派遣している。これらの人材をできる限り活用し、学生が救護活動の現場の実際について触れることにより、学生は赤十字の救護活動についてより理解を深めることができるであろう。

引用文献

- 日本赤十字社 (2007). 赤十字のしくみと活動 平成19年度版. 5
 日本赤十字社 (2004). 世界の赤十字社、赤新月社